

- ★次のような支援をしています**
- ①生活や仕事上の困りごとなどへの対応を一緒に考えます
 - ②居場所、趣味活動の場を提供します(憩いの部屋、ガーデンング、調理実習、手芸教室など、火く土曜日の9時~17時)
 - ③就労に向けた支援をします(学習会、清掃活動、事業所見学・ハローワークへの同行など)
 - ④福祉サービスなどの申請、利用のお手伝いをします(ヘルパーの利用、障害年金の手続きなど)
 - ⑤その他、相談内容に応じた支援をしています
- 開所日時: 月~土曜日 8時30分~17時30分(休日や時間外のご相談は、事前にご予約ください)

- 相談方法: 電話・来所・自宅訪問
 ■場所: 香我美町下分684番地1 (ミネルバ跡地)
- 春休み障害児長期休暇支援事業「こはるクラブ」
 「地域活動支援センターあけぼの」では、学校が長期の休みになる期間、障害のある児童をお預かりする事業を行っています。
- 実施期間: 3月20日(火)~4月6日(金)の平日
 ■開所時間: 9時~16時
 ■場所: 富家防災コミュニティセンター
 ■対象: 市内在住の、障害のある小中高生
- 活動内容: キッキングスポーツ等
 ■利用料: 1時間につき100円
 ■申し込み期間: 2月1日(木)~2月28日(水)
- 【申し込み・問い合わせ】
 地域活動支援センターあけぼの
 ☎57-7180・FAX 57-7181
- 問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP
福祉

お気軽にご利用ください
 ~地域活動支援センター・こはるクラブ~



障害のある人の相談窓口と一緒に活動できる場所のお知らせと春休み中に障害のある児童をお預かりする事業をご紹介します。

国保だより

市民保健課 ☎57-8506 税務収納課 ☎57-8504

私たちに直接関係してくる
 変更点には何があるの?



国保加入者を高知県で一元管理(都道府県単位に)

- ▶現在は居住する市町村が変わると市町村ごとに国保資格の取得・喪失が生じますが、4月からは県内で他の市町村に異動しても国保資格の取得・喪失にはならず、住所変更の届け出をするようになります。
- ▶県外へ異動した場合は国保資格の取得・喪失が生じます。

高額療養費の多数該当の通算方法

- ▶多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上になった場合に、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。
- ▶県内での住所異動であれば高額療養費の多数回該当が通算されるようになるため、加入者の負担が軽減されます。

被保険者証(保険証)等の様式

- ▶保険証や限度額適用認定証等の様式が変わります。
- ▶交付済みの保険証は4月1日以降の最初の保険証更新時に変更となる予定です。

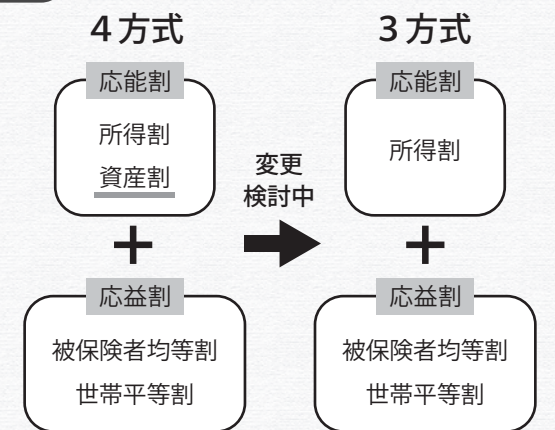
国保税の算定方式の変更を検討中

本市では、これまでの国保税の税額は『応能割』と『応益割』の4方式で算出していましたが、4月から応能割の資産割を廃止し、『応能割(所得割)』と『応益割(被保険者均等割、世帯平等割)』の3方式への変更を検討しています。

- 『応能割』-能力に応じた負担
- 所得割...被保険者の所得により算出
 - 資産割...被保険者の固定資産税額により算出
- 『応益割』-受益に応じた負担
- 被保険者均等割...税額に被保険者数を乗じて算出
 - 被保険者平等割...1世帯あたりの定額

◎資産割廃止を検討している主な理由

- ・健康保険等や後期高齢者医療制度には資産割課税がない。
- ・居住用資産等のように収益性のない土地建物の固定資産にも課税となる。
- ・所得が無い方にも、資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっている。
- ・居住している市町村の固定資産税だけが課税対象となり、他の市町村の固定資産税は対象とならない。



税率等は、決まり次第、広報誌等でお知らせをしていきます!



CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
地域

まちのあかりを
 LEDにしています



市内の防犯灯をLEDに交換する環境に優しいエコなまちづくりを進めています。現在9割の防犯灯が、電気が安く長持ちするLED灯具に取り替えています。

LED化事業

- 町内会(自治会)などが管理する防犯灯に限り、古くなった灯具(蛍光灯、水銀灯など)を無料でLEDに交換します。
- ※商工業の振興を目的とした装飾街路灯は対象となりません
 - ※すでにLEDになっている灯具の取り替えは下記の「防犯灯設置事業費補助金」をご利用ください
- 対象団体:
 町内会(自治会・協議会)

防犯灯設置事業費補助金

- 町内会(自治会)などが管理する防犯灯の新設・修繕に対して、必要性の高いものから補助金を交付します。
- 対象団体:
 町内会(自治会・協議会)
- 補助対象事業(灯具はLEDのみ)
- ①防犯灯の新設
 - ②老朽化した木柱を鋼柱に更新
 - ③老朽・災害による灯具の取り替え・補修
- ※蛍光球・水銀灯・白熱球への取り替えは対象外
- ※木柱への立て替えは対象外
- 補助率: 100%以内(上限あり)
- ※ただし、③でLEDからLEDの取り替えに対する補助率は50%以内
- 募集時期: 随時受け付け

- LED化事業
- 町内会(自治会)などが管理する防犯灯に限り、古くなった灯具(蛍光灯、水銀灯など)を無料でLEDに交換します。
- ※商工業の振興を目的とした装飾街路灯は対象となりません
 - ※すでにLEDになっている灯具の取り替えは下記の「防犯灯設置事業費補助金」をご利用ください
- 対象団体:
 町内会(自治会・協議会)



問 地域支援課 ☎57-8503